

2016年度（平成28年度）事業計画

期 間 自 2016年6月1日
 至 2017年5月31日

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会
（全労済協会）

I. 事業方針

一般財団法人への移行から丸3年、シンクタンク事業、相互扶助事業については、当初作成した公益目的支出計画および認可特定保険業の3か年計画に沿って着実に活動を進めてきました。2016年度は、公益目的支出計画が残り10年を切ったことや認可特定保険業を取巻く事業環境の変化も踏まえ、新たな3か年の活動に向けた起点の年度と位置づけ、日常の活動と並行してこの間の活動を検証しながら将来に向けて活動の整理・検討を開始していきます。

シンクタンク事業においては、引き続き公益目的支出計画における継続事業として認可された内容の充実と勤労者の自主福祉・共済活動の更なる前進を目指すという理念のもと、短期的・長期的な課題整理の上で国内・外において調査研究と活動支援を行っていきます。

また、「新たな事業領域の開発や受託による調査研究の検討」についても、公益性と収益性の両面を鑑みながら引き続き進めます。

相互扶助事業は、認可特定保険業として保険業法に定められた内容に基づき、着実な事業の発展に向け推進活動を行うとともに、損害保険代理業務の推進強化、保障内容の充実と利用者の拡大に取り組みます。あわせて、損害調査体制の見直しや事業推進体制の強化などを図り、サービスと事業効率の向上を目指した事業体制の再構築を進めます。

一方で、全労済グループ基本三法人（全労済、日本再共済連、全労済協会）の一員として、全労済の『2014年度－2017年度中期経営政策』に掲げられた、「グループ総体としての適切な保障制度の提供」や「全労済グループの社会的価値の向上に向けた基本三法人の一体的運営、機能の再整理」についての検討を進めます。

今年1月より導入された、マイナンバー制度や、2017年4月より実施予定の消費税の増税など、大きく変化する社会環境への対応を行っていきます。

また、労働環境においても非正規雇用労働者の増加や格差拡大に歯止めがかからない状況の中、勤労者の連帯がより強く求められています。全労済協会は、2016年度も「絆を紡ぎ 未来を奏でる 勤労者ネットワークの構築」をテーマに、勤労者が豊かで安心できる社会づくりに貢献できるよう、以下のとおり事業計画を定め、精力的に活動を行います。

Ⅱ. シンクタンク事業 A【公益目的支出計画における実施事業】

2016年度も公益目的支出計画を踏まえ、「勤労者の相互扶助思想の啓発と普及により、『人と人との絆』が張り巡らされた社会連帯の実現」を希求する視点でシンクタンク事業に取り組むこととし、長期的ビジョンを意識した活動を展開します。

<継続事業 1>

勤労者の生活の向上を図るために勤労者福祉・共済に関する調査研究を実施するものであり、研究成果を広く発信することにより、勤労者生活向上に寄与する点において、「勤労者福祉の向上を目的とする事業」です。

1. 勤労者の生活・福祉・共済に関する調査・研究および刊行物の編集・発行等に係る事業

勤労者の生活の向上を図るために勤労者福祉・共済に関する調査研究を実施し、研究成果を広く発信することにより、勤労者生活向上に寄与することを目的とします。

(定款第4条第1項第1号ア)

(1) 調査・研究

1) 勤労者福祉研究会

学識経験者等で構成された研究会を設置し、勤労者の生活・福祉に関するテーマで様々な角度から総合的に研究し、勤労者福祉の普及・啓発に貢献するため、これらに関する専門的な研究および調査を行います。

ア) 「2025年の生活保障と日本社会の構想研究会」(継続実施)

2015年度で終了した研究会の報告書籍を刊行し、東京シンポジウム等を通じて、成果を広く周知します。

イ) 「格差・貧困の拡大の原因と是正施策に関する研究会」

2016年3月に立ち上げた研究会について、現代社会における「所得格差の拡大」「貧困層の増加」といった課題の解消に向けて、地域社会としての取り組みも含めた横断的な研究を行い、成果を報告書籍として取りまとめます。

2) 課題別調査研究／各種研究調査活動

共済・協同組合関連や勤労者の生活・福祉、社会保障等に関する個別課題を研究テーマとして勤労者・消費者の視点に立った研究を行い、勤労者福祉の普及・啓発に貢献するため、これらに関する基礎的な研究や、具体的な研究を行います。

ア) 協同組合系…協同組合関連、組合員教育関連、共済・保険関連

■ 組合員教育研究会(継続)

■ 協同組合研究会(継続)

2015年4月に設置した第二期の研究会活動を継続し、今後も少子高齢化等が進む中において協同組合が「その事業と運動を通じて、地域社会にどのように貢献でき、また、存在意義を高めるために何をなすべきか」を議論し、その成果について、年度内に一定の方向性を取りまとめます。

3) 勤労者生活実態調査(アンケート調査等)

勤労者を対象に「勤労者の暮らしむき(生活)」・「協同組合に対する認知・理解

及び社会的繋がり」や「共済・保険等の保障」等に関する意識調査を実施し、その成果の普及をめざします。

2016年度においては「勤労者の暮らしむき（生活）」・「協同組合に対する認知・理解及び社会的繋がり」のアンケート調査を実施し、2013年度に実施した同調査との対比も行いながら、広く関係団体・機関ならびに一般に周知していきます。

(2) 情報発信

1) 刊行物の編集・発信等（研究成果の発信）

各調査研究会やシンポジウム・講演会等の成果報告書を作成し、関係諸団体への提供ならびに広報誌・ホームページ等のツールを用い一般の個人・団体へも広く情報提供を行います。

2) 情報発信

シンポジウム・研究会等の成果をマス媒体やホームページを活用し、より広く一般市民に発信します。

ア) マス媒体による情報発信ならびにマスコミとの関係強化による認知度向上

イ) WEB ツールを活用した情報発信

ウ) 法人運営・相互扶助事業と連動した「わかり易い」総合的ホームページの再構築

3) 広報誌の発行

つぎの広報誌について、従来の配布先（関係省庁、自治体、労働組合、サービスセンター、事業団体、全労済グループ等）を拡大し、誌面の充実やホームページとのリンクを強化することで、外部への発信機能を強化します。

ア) 広報誌「Monthly Note（全労済協会だより）」（月次発行）

イ) プレスリリースによる情報配信（随時）

ウ) 全労済協会ファクトブック

2. 勤労者の生活・福祉・共済に関する各種講演会、研修会、相談等の開催のための事業

勤労者の生活の向上を図るために勤労者福祉等に関する各種講演会、研修会等を開催し、研究成果や生活に資する情報・方向性等を広く発信することにより、勤労者の生活向上に寄与することを目的とします。（定款第4条第1項第1号イ）

(1) シンポジウム・講演会

勤労者福祉等に関するテーマでシンポジウム、講演会を開催します。

1) 東京シンポジウム

2016年秋に「2025年の生活保障と日本社会の構想」をテーマに開催します。

2) 地方における講演会

2017年春に開催することとし、テーマ・開催地等を含め検討します。

(2) 勤労者教育研修会

中高年齢層の勤労者に対する支援事業として、職場における組合員の退職後の生活設計に備えた退職準備教育の普及・推進をはかるために、研修会の推進役となるコーディネーターの養成を目的とする研修会を開催します。

1) 退職準備教育研修会／コーディネーター養成講座

東京と大阪を中心に2回程度開催します。2015年度に引き続き、1日開催を継続して参加者の利便性向上を図ります。

3. 労働者共済運動に関する指導・連絡調整のための事業

健全な労働者共済運動の発展に向けた事業のあり方、共済活動等についての研究を協同で行い、研究会参加各団体をはじめとした労働者の福利厚生の上に向けた活動や制度の改善・充実に役立ていただくことを目的とします。（定款第4条第1項第1号オ）

(1) 労働者福祉研究活動

1) 労働者共済運動研究会

労働組合として自主共済を実施している産別団体と当協会との構成による労働者共済運動研究会を開催します。開催にあたっては運営企画委員会等の議論も踏まえ実施します。

ア) ワーキングチーム

「非正規労働者を対象とした相互扶助制度のあり方」についての具現化の検討を目的に第2期ワーキングチームを設置します。運営企画委員会から検討課題の諮問を受け、第1期ワーキングチームでの議論・調査経過も踏まえ、同委員会に答申し、研究会で議論します。

イ) 研究会

運営企画委員会の議論を踏まえ、個別の研究テーマについて適宜研究会を開催します。なお、運営企画委員会においては、2015年度に出された答申にもとづき、「非正規労働者を対象とした相互扶助制度のあり方」の方向性を定めます。

2) その他団体との連携

労働者共済運動に関する他団体との連携に努めます。

<継続事業2>

勤労者の生活の向上を図るために、勤労者福祉・共済に関する研究を行っている研究者及び研究団体等を助成し、研究成果を広く発信することにより、勤労者福祉・共済・協同組合等の研究者層の育成・拡充並びに同目的で海外で活動する団体との連携・支援に寄与するとともに、勤労者の生活の安定を図るため自然災害等による被災者救済に向けた国・自治体への要請活動及び政策提言などの支援活動を目的とする事業です。

4. 勤労者の生活・福祉・共済に関する研究支援のための事業

勤労者の生活の向上を図るために勤労者福祉等に関する各種研究を行っている若手研究者を中心とした公募委託・客員研究を通じ研究成果を広く発信、大学への寄付講座によるこれからの世代に対する相互扶助思想の啓発を行うことにより、勤労者の生活向上に寄与することを目的とします。（定款第4条第1項第1号ウ）

(1) 公募委託調査研究

若手を中心とした研究者への研究機会の提供・人材発掘を目的に、公募による調査研究の委託を行います。

1) 研究公募

上記目的を踏まえ、2016年度も広く募集のうえ新たな研究委託を実施します。

2) 研究結果の報告

各研究成果を報告書としてまとめ、研究テーマごとに刊行物として作成・報告会の開催等を通して広く発信していきます。

(2) 寄附講座の開設

大学に勤労者福祉に関する寄附講座を開設し、学生、一般市民に勤労者福祉・相互扶助思想の啓発・普及する活動に取り組みます。

1) 大学寄附講座

ア) 講座開設大学

早稲田大学商学部で2016年4月より実施します。(6年目)

慶應義塾大学経済学部で2016年9月より実施します。(3年目)

なお、早稲田大学が最終年度となるため、2017年4月の新規開設大学の検討をし、契約を締結します。

イ) 一般聴講枠

両大学で実施する講座において、一般市民へ受講機会を提供します。

実施大学へ働きかけ、聴講枠(2015年度 早稲田:5単元、慶應:6単元)の拡大に努めます。

(3) 客員研究員制度

勤労者福祉に関わる研究を行う若手研究者への研究機会の提供と育成を目的に客員研究員を任用します。

1) 客員研究員の任用

ア) 第3期客員研究員の研究成果の内外への周知

イ) 第4期(2016年4月採用)客員研究員の採用と定例報告

ウ) 任用した客員研究員の新たな活用方法の検討

(4) その他団体との連携

勤労者の福祉の向上および、勤労者の生活・福祉・共済に関する研究支援に資する他団体との連携に努めます。

1) 日本共済協会、連合総研、生協総研、日本保険学会等との連携

各種研究成果(各種研究会、公募委託等)について、広く情報連携・活用を図ります。

また、「介護離職のない社会をめざす会」や賀川記念館など会員となっている団体の活動と連携することで、当研究会の調査研究活動へのフィードバックを行います。

5. 諸外国における勤労者福祉・共済活動に関する支援と国際連帯の促進のための事業

諸外国における勤労者福祉・共済運動に関する支援と国際連帯の促進のための事業を行い、当該国勤労者の労働条件や労働環境の向上に寄与することを目的とします。

(定款第4条第1項第1号エ)

(1) 国際連帯活動

諸外国における勤労者福祉・共済運動に関する調査を行い、当該国に望まれる労働者自主福祉事業に対する支援活動などの国際連帯施策の研究を行います。

1) 調査研究

ヨーロッパやアジアの近隣諸国における勤労者福祉に関する実態を把握するた

め、実地調査を含めた研究を行います。

2) 他団体連携による支援活動

ア) 共済事業の普及・推進支援

関係機関と連携し、日本における労働者自主福祉活動に関する活動の紹介等を通じ、支援各国における共済事業の普及・推進を支援します。

2016年度においても公益財団法人国際労働財団(以下「JILAF」)との協定に基づく活動として、4か国への現地訪問支援と、「労働組合指導者招聘事業参加者の受け入れ」についての5チーム受入れを実施します。

【草の根支援対象国】

- a. ラオス(7月:チャンパサック)
- b. ネパール(9月:ラリットプール等)
- c. タイ(11月:バンコク)
- d. バングラデシュ(11月:ダッカ)

【招聘事業受入れチーム】

- a. カンボジア・インドネシア(5月)
- b. ラオス・ベトナム(9月)
- c. 中国・タイ(10月)
- d. 中東・アフリカ北部(11月)
- e. 南米(1月)

イ) 関係機関との連携

公益財団法人国際労働財団やNPO法人日本ILO協議会などの国際的活動組織と連携し、成果につなげます。

6. 自然災害等による被災者救済のための支援事業

自然災害等による被災者救済の活動については、自然災害被災者支援促進連絡会を中心に、「被災者生活再建支援法」に関連し、法制度やその他の非常時の備えによる、勤労者の生活の安定に向けた諸活動に取り組みます。(定款第4条第1項第1号カ)

(1) 自然災害被災者支援促進連絡会の活動

- 1) 連絡会における幹事団体との緊密な連携
- 2) 自然災害議連との連携
- 3) 内閣府(防災)および全国知事会との関係強化

(2) 調査研究

- 1) 被災者生活再建支援法に関する調査研究
- 2) 調査報告書等の出版物の刊行
- 3) 調査結果についての関係団体を含めた広範囲への周知

(3) 被災者支援

1) 大規模災害への対応

大規模災害時に被災者への各種支援活動や、被災地自治体への寄附金等の取組を行います。

Ⅲ. シンクタンク事業B【独自事業】

シンクタンク事業としては、これまでの継続事業である「公益目的支出計画」のほか、新たな事業領域の開発を中長期課題として検討を更に深めます。

1. 調査研究

(1) 受託による調査研究

労働者共済運動や共済事業に関わる団体および、全労済グループにおけるシンクタンク機能として、受託による調査研究業務を検討・実施します。

- 1) 公益的な調査研究の受託
- 2) 全労済グループ内における調査研究の受託

2. 教育・研修

(1) 新たな教育活動・研修会活動の検討

これまで実施している「退職準備教育（研修会）」に加え、勤労者福祉の向上を目的とした教育活動や研修資材の開発と、研修種目の拡大を検討します。

- 1) 共済事業に関連する教育及び研修資材・研修課題の開発検討
- 2) 新たな研修会の検討

IV. 相互扶助事業

元受事業である認可特定保険業の推進を第一義として既契約の維持と新規市場での事業拡大を行うとともに、事業の効率的かつ適正な運営の観点から、事務の効率化と保険金支払いの適正化に向けて必要な対応を進めます。

1. 事業体および制度内容の継続的な周知・徹底活動

全労済協会の認知と制度の周知・徹底に向けて以下の活動を行います。

(1) Monthly Note（全労済協会だより）による告知

Monthly Note について継続的な商品告知を行いながら、より推進に連動した誌面構成に充実を図るとともに、当協会と関係団体とのより一層の連携強化を図れるような情報発信ツールとしての機能も検討し、併せて送付先拡大に向けた検討を行います。

(2) ホームページ上での継続的な制度告知と利便性の向上

簡易見積りシステム導入の検討、ホームページからの問い合わせ内容についての検証を行います。

また、加入意欲促進に向けて制度告知を充実させるなど、必要な改善を行います。

(3) 産別・協力団体への制度提案

全労済と連携しながら、産別・協力団体の各種推進会議、対策会議等へ参加し、協力団体に対する制度提案および協力要請を行います。

(4) 未利用団体へのダイレクトメール推進

未利用団体への加入促進策として、ダイレクトメールによる推進を行います。

(5) 推進ツールの作成と活用

より身近な保障としての理解を促進するため、エリアごとの訴求ポイント特化型ツールや、動産加入特化チラシ、「おすすめ加入プラン(仮称)等」を作成・活用し、新規拡大と既契約団体へのグリップ力を高めます。

2. 収入保険料の拡大の取り組み

全労済および全福センター等と連携した推進活動を展開するとともに、福祉事業団体・各産別本部への積極的な推進を図り、既契約の深耕と新規獲得を拡大しながら収入保険料の拡大を図ります。

また、全労済グループ内での役割として、関連会社を含むグループ内の財産保全を確実に進めます。

(1) 全労済との共同推進活動

帯同による推進活動や団体紹介活動を行うことで新規拡大を図ります。

(2) 関連事業団体（労働金庫協会、労福協、連合）との連携による推進活動

各関連事業団体と連携し、各種会議や研修会に出席しながら提案を行い、新規拡大を図ります。

(3) 全福センターとの連携による新規団体の獲得とブロック会議への対応

全福センター加盟のサービスセンター等に対し、個別訪問による推進活動や、各ブロック会議の場面を活用しながら、自治体提携慶弔共済保険の新規拡大および既契約の保障拡大・深耕を図るとともに、法人火災共済保険、法人自動車共済保険との複合推進を進めます。

(4) 既契約における未継続対策

満期未継続団体および他損保への移行検討団体に対して、解約防止や損保代理店商品への誘導など確実なフォローを行います。

(5) 既契約団体へのフォロー対応

2016 年度からは、長期契約（法人火災共済保険）の満期を迎えることから、既契約団体に対して、2015 年度に開始したフォローハガキによる接点強化の継続的な取り組みと、極め細やかなフォローによる継続利用の喚起および保障のグレードアップ推進を行いながら、満期更新対策を強化します。

3. 制度改定に向けた検討の開始

認可特定保険業実施から3年が経過したことから、保険収支および事業費の検証を行い、より安定的な事業運営に向けて、保険料率や保障項目等の改定に向けた検討を進めます。

4. 代理店業務の安定稼働

認可特定保険業と代理店業務との相乗効果により、総合的な保障提案とよりよいサービスを提供するために必要な態勢整備を引き続き進めます。

5. 支払業務態勢のさらなる検証と強化

より迅速かつ正確な支払業務、当協会独自の損害調査態勢の早期確立が求められていることから、現行の支払態勢を検証するとともに、他部門と連携し検討を進めます。

(1) 適切な保険金支払いに向けた指導と連携

保険金請求についての検証を行いながら、より適切な保険金請求、支払業務とするために関係各所との連携を図ります。

(2) 現場調査業務の鑑定事務所への外部委託について、継続して検討を行います。

(3) 共済保険部職員による現場調査（住宅災害）活動等を通じ損害認定のスキルアップを図ります。

6. 新たな態勢づくり

さらなる事業の安定稼働・拡大を図るために、推進態勢および損害調査態勢の両面での態勢強化・構築を進めます。

(1) 推進態勢の強化・構築

新規契約確保、既契約団体深耕利用の拡大にむけて、より幅広く柔軟に対応できる推進態勢の構築・強化を図ります。

(2) 損害調査態勢

協会独自の推進・損害調査態勢のあり方を確立・実施するための態勢づくりについて、引き続き検討・準備を進めます。

7. 推進・管理システムおよび帳票の改定

推進・管理両面での現行システム機能の検証と必要な改定を行うこととします。

(1) システムの改定

2016年度においては、実務作業上の利便性の向上や、推進施策への活用を目的として、必要最小限の範囲でシステムの改定を行うとともに、制度改定の動向を踏まえながら必要な改定内容の検討を開始します。

(2) 帳票の改定

現行の項目・記載内容等の状況を検証し、より分かりやすく、事務処理の効率化にも資する帳票への改定を行い、事業運営の効率化・適正化を進めます。

8. 推進目標

(1) 目標の考え方

相互扶助事業の推進目標については、2015年度の事業目標設定の考え方を踏襲し、以下のとおり行います。

- ① 付加保険料をベースとした収入保険料目標、件数目標の設定
- ② 収入保険料については、認可特定保険収入保険料(火災・自動車・慶弔)と代理店契約収入手数料に細分化

(2) 2016年度目標設定

目標設定にあたっては、(1)の考え方に基づいて、共済保険部門の2016年度事業経費予算額を、各共済保険の付加保険料および損保代理店手数料で確保することを目指します。

また、事業基盤のさらなる確立に向けて、各共済保険の取扱い団体の増加に取り組みます。

		法人火災	法人自動車	自治体慶弔	代理店契約	合計
契約件数	2016年5月末実績 (見込み)	3,753	3,442	665,283	—	672,478
	2016年度目標	3,933	3,472	676,283	—	683,688
	純増	180	30	11,000	—	11,210
	増加率(%)	4.6%	0.9%	1.6%	—	1.6%
収入保険料	2016年5月末実績	36,929,351	93,431,600	1,367,588,344	697,060	1,498,646,355
	2016年度目標	116,901,606	94,245,937	1,391,025,559	10,697,000	1,612,870,102
	純増	79,972,255	814,337	22,625,559	10,000,000	40,324,825
	増加率	216.6%	0.9%	1.7%	1434.6%	7.6%

※ 上記の目標数値は、2015年度実績および事業経費予算額の確定に基づいて変動します。

V. 法人運営

1. 適切な運営による経営管理と資産運用管理

資産運用収入や保険料収入の変動などを踏まえ、平成20年度公益法人会計基準に基づく適正な財務運営を行い、適切な経営管理と収支管理を行います。

また、国内預金や国債・地方債などの安全性の高い資産を中心とした資産運用を行います。

(1) 労働金庫との関係強化

各労働金庫との関係強化に向けて、関係部と連携して、預託基準に基づいた適正な管理を進めます。

(2) 費用対効果の検証と効率的予算執行

費用対効果を意識した業務遂行（業務内容・配分の適正化）・予算執行（相見積りの徹底等）に事務局全体で取り組むことによって、固定費（管理コスト）の効率的支出を図るとともに、業務の「迅速化」「簡素化」に取り組みます。

(3) 税務課題への対応

2017年4月1日実施予定の消費税増税ならびに法人税課税の動向について注視しながら、適切な税務対応について検討を行います。

(4) 経理事務の効率化

厚生労働省の指導をもとに、区分経理への対応を確実に行うとともに、経理事務全体の効率化に努めます。

2. 人事管理と事務局機構の構築

シンクタンク事業の実施体制の一層の充実ならびに、認可特定保険業としての相互扶助事業実施のための人材育成と人事管理を行い、効果的・効率的な事務局体制の構築に取り組みます。また、勤労者福祉向上のための役割について全労済グループにおける検討を進めます。

(1) コンプライアンス強化に向けた対応

認可特定保険業者、損害保険代理店業としてのコンプライアンスの強化を図るため、共済募集人資格等の継続研修・コンプライアンス研修等を、全労済、共栄火災海上保険株式会社と連携し実施します。

(2) 人材育成に向けた対応

時代の変化に対応し、当協会の持つ独自課題等に対処し得るスキルの確立を目的に、部門を横断した職員向け研修会を企画し開催します。

(3) 全労済グループとしての対応

全労済グループの一員として、グループ基本三法人の一体的運営、機能の再整理の検討の場に積極的に参画していきます。

(4) マイナンバー制度の対応

2016年1月に開始されたマイナンバー制度に関して、社会保障および税務対応を確実に実施するとともに、特定個人情報の管理を徹底します。

3. 監査の実施

監事監査規程に定められた監事による定期監査ならび公認会計士による会計監査を実施するほか、相互扶助事業・損害保険代理店業の実施にあたり、監督指針等の内容に十分留意し、経営管理部門による実効性のある内部監査を実施します。

(1) 外部監査の実施

(2) 内部監査の実施

4. 広報活動・広報力の強化

全労済協会の活動を積極的に周知・広報するために、毎月発行している「Monthly Note」のコンセプトや紙面構成・発信方法等の見直し検討、ホームページの改修やファクトブック等の充実に取り組み、関係部との連携を図りながら、シンクタンク事業の研究成果の普及や認可特定保険業の推進に繋げていきます。

5. 賛助会員制度の研究

一般財団法人としての賛助会員制度について、シンクタンク事業の利用との関わりも含め、引き続き研究します。

VI. 資料

1. 法人の概要 (記載は※2016年6月現在)

名称	一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会
主たる事務所の所在地	東京都渋谷区代々木2丁目11番17号
設立日	1982年11月20日 (財団法人全国勤労者福祉振興協会 設立)
組織機構	理事長—副理事長—専務理事—常務理事—経営管理部 調査研究部 共済保険部
役員等の状況	理事長 高木 剛 (代表理事) 副理事長 中世古 廣司 専務理事 安久津 正幸 (代表理事) 常務理事 下矢 雅美 (業務執行理事) 西岡 秀昌 (業務執行理事) 理事 上記他16名 監事 寺田 弘・豊島 敦海 評議員 神津 里季生 他25名 ※ 代表理事、業務執行理事以外は非常勤
職員の状況	職員数21名 (男性15名、女性6名) ■ 経営管理部 部長 青木 茂実 他4名 ■ 調査研究部 部長 小笠原 悟 他6名 ■ 共済保険部 部長 嶋崎 邦彦 他8名

2. 認可特定保険の概要

事業種目	(1) 法人火災共済保険 建物または建物内収容の動産の火災、落雷、破裂・爆発、風水災等による焼失、損壊等を保障する商品です。 (2) 法人自動車共済保険 自動車の運行に起因する対人賠償、対物賠償、自損事故傷害、無保険車傷害、搭乗者傷害を保障する商品です。 (3) 自治体提携慶弔共済保険 中小企業勤労者福祉サービスセンター等の会員に対する各種慶事、弔事等の支払を保障する商品です。
認可日	平成25年3月19日 (2013年3月19日) 厚生労働大臣
営業開始日	2013年6月3日 (認可特定保険) ※ 旧共済事業において下記のとおり (1) 団体建物火災共済 1982年11月20日 (2) 団体(法人)自動車共済 1985年6月1日 (3) 慶弔(自治体提携用)共済 1990年9月1日
推進体制	全労済の各事業本部・県本部からの出向者による保険募集の実施
営業時間	営業日：平日 午前9：00～午後5：15 休日：土日および祝日、ならびに12月30日から1月3日まで ※ 自動車事故受付について年中無休24時間電話受付
保険業務の精通状況	常勤役員および職員の多数が共済事業(生協法)に多年従事